

第 1 1 号議案

長岡京市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例
の一部改正について

長岡京市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（昭和 6 3 年長岡京市条例第 2 6 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 4 年 2 月 1 8 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 1 2 条の 4 第 1 項の規定に基づく地区計画区域の追加に伴い、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
 長岡京市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（昭和63年長岡京市条例
 第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（建築物の敷地が地区整備計画区域及び再開発地区整備計画区域の内外にわたる場合等の措置）</p> <p>第10条 【略】</p> <p>2 建築物の敷地が計画地区の2以上にわたる場合における第8条並びに前条第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、当該建築物の部分又は当該敷地の部分について、当該敷地の属する計画地区に係るこれらの規定を適用する。</p> <p>3・4 【略】</p> <p>（敷地内に広い空地を有する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合等の特例）</p> <p>第11条 法第59条の2の規定により特定行政庁が許可したものの延べ面積の敷地面積に対する割合又は各部分の高さは、その許可の範囲内において、第4条第1項若しくは前条第3項（延べ面積の敷地面積に対する割合に係る部分に限る。）又は第9条第1項の規定による数値を超えるものとすることができる。</p>	<p>（建築物の敷地が地区整備計画区域及び再開発地区整備計画区域の内外にわたる場合等の措置）</p> <p>第10条 【略】</p> <p>2 建築物の敷地が計画地区の2以上にわたる場合における第8条並びに第9条第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、当該建築物の部分又は当該敷地の部分について、当該敷地の属する計画地区に係るこれらの規定を適用する。</p> <p>3・4 【略】</p> <p>（敷地内に広い空地を有する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合等の特例）</p> <p>第11条 法第59条の2の規定により特定行政庁が許可したものの延べ面積の敷地面積に対する割合又は各部分の高さは、その許可の範囲内において、第4条第1項若しくは第10条第3項（延べ面積の敷地面積に対する割合に係る部分に限る。）又は第9条第1項の規定による数値を超えるものとすることができる。</p>

改正後	
別表第1（第2条関係）	
名称	区域
	【略】
西山天王山駅地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された京都市計画西山天王山駅地区地区計画（平成30年3月30日長岡京市告示第23号）の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
井ノ内朝日寺地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された京都市計画井ノ内朝日寺地区地区計画（令和3年12月1日長岡京市告示第112号）の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

改正前

別表第1(第2条関係)

名称	区域
【略】	
西山天王山駅地区 地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された京都都市計画西山天王山駅地区地区計画 (平成30年3月30日長岡京市告示第23号)の区域のうち、地区整備計画が定められた区 域

【加える】

改正後

別表第2(第3条—第9条関係)

地区整備計画区域の名称	計画地区の名称	ア	イ		ウ	エ	オ	カ	キ			
		建築してはならない建築物	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合		建築物の敷地面積の割合	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	建築物の高さ			
			(ア) 最高限度	(イ) 最低限度					(ア) 最高限度	(イ) 最低限度	(ウ) 階段室等の高さの例	(エ) 建築物の各部の高さの最高限度

【略】

開田1丁目地区	工場街区	次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1) 工場(危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第9条に規定する危険物の製造所を除く。) (2) 倉庫 (3) 研究施設 (4) 事務所 (5) 福利厚生施設 (6) 前各号の建築物に付属する建築物(物置、車庫等) (7) 特に市長が公益上必要と認める施設又は建築物	—	—	10分の5	—	—	—	—	45メートル	—	—	建築物の各部分は、当該部分前面の境界又は地境まの方向に1.25メートルを乗じたものに、10メートルを加える。
---------	------	---	---	---	-------	---	---	---	---	--------	---	---	--

【略】

<p>西山天王山駅地区</p>	<p>A地区</p>	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(2) 畜舎の用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(3) 危険物の貯蔵又は処理に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの</p>							<p>高さが15メートルを超える建築物の外壁等の面から、道路境界線までの距離は2メートル以上とする。</p>					<p>1階部分(上階への出入り、昇降機、及び分室その他に類するものを除く。以下同じ。)を住宅、自動車又は自動車用供築物(自動車及び自動車用供築物の積算面積の2分の1以下であるものを除く。)の各面の高さは、当該部分の道路反対側の境界線又は隣界線の真向に水平に乘得たにもよる。5メートル以下の</p>
-----------------	------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

										とし、かつ、1メートルを超えない。	
B 地 区	次の各号に掲げる建築物 (1) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) 畜舎の用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの (3) 危険物の貯蔵又は処理に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの						高さ20メートルを超える建築物の外壁等の面から、道路境界線までの距離は1.5メートル以上とする。				1階部分を住宅、自動車庫、自動車又輸送用供建（車及び輸送用供部分の積床面積の1階部分面積の2分の1以下を除く。）の部分の高さは、当該道路の側境又は地線の方を0.6メートル加え、かつ、20メートルを超えない。

【略】										
開田1丁目地区	工場街区	次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1) 工場（消防法施行令（昭和34年政令第306号）第9条に規定する危険物の製造所を除く。） (2) 倉庫 (3) 研究施設 (4) 事務所 (5) 福利厚生施設 (6) 前各号の建築物に付属する建築物（物置、車庫等） (7) 特に市長が公益上必要と認める施設又は建築物	—	—	10分の5	—	—	—	45メートル	建築物の部分は、当該前面の側境又は地線の方を以て、その距離を1.25乗じたものに、1メートルを加える。
【略】										
西山天王山駅地区	A地区	次の各号に掲げる建築物 (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) 畜舎の用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの (3) 危険物の貯蔵又は処理に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの	—	—	—	—	—	—	高さが15メートルを超える建築物の外壁等の面から、道路境界線までの距離は2メートル以上とする。	1階部分（上階への出入口、階段、昇降機、及び人の出入り等に用いられる部分を除く。以下同じ。）を住宅、自動車庫、又は自動車庫に用いずる建築物（自動車庫及び自動車庫に用いずる部分の床面積の合計が1階部分の床面積の2分の1以下

																			も除の分盤らさ該か面の側界は境ま真向平に乗得の5ト加も下か15ト超はない。 あるをく。)部地か高の面のは、部ら道反の線隣界で北の距0.6をじたにメルえのとつメルえな
B 地 区	次の各号に掲げる建築物 (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) 畜舎の用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの (3) 危険物の貯蔵又は処理に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの	-	-	-	-	-	高さが20メートルを超える建築物の外壁等の面から、道路境界線までの距離は1.5メートル以上とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1階部住宅、自動車又は輪用供建(車及び輪用供部床の積計が1階部の2分下るをく。)部地か高の面のは、当

												か面の側界は境ま真向平に乗得のメルえのとか20ト超はな 分前路対境又地線の方水離をても10ト加も下、一をてら 部ら道反の線隣界で北の距0.6じたに一をた以しつメルえな い。
【加える】												

附 則
この条例は、公布の日から施行する。